

議会改革推進会議「検討部会」会議録

令和3年11月25日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 令和3年11月25日(木) 午前10時00分～午前11時04分
- 2 開催場所 第1・2・3委員会室
- 3 出席会員
- | | | | |
|-----|--------|-------|-------|
| 部会長 | 森 美和子 | | |
| 副部長 | 鈴木 達夫 | | |
| 部会員 | 中島 雅代 | 森 英之 | 岡本 公秀 |
| | 伊藤 彦太郎 | 服部 孝規 | |
| 会長 | 中崎 孝彦 | | |
| 副会長 | 今岡 翔平 | | |
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局
- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 議会事務局長 | 渡邊 靖文 | 議事調査課長 | 大泉 明彦 |
| 書記 | 新山 さおり | 書記 | 大川 真梨子 |
- 6 案件
- 第71回検討部会の確認事項について
(1) 議員の政治倫理への対応について(検討課題41)
 - 議題
(1) 議員の政治倫理への対応について(検討課題41)
(2) 今後の検討課題への取組について
 - 機能が十分に発揮できる議会及び委員会の在り方について(議長及び常任委員会の任期について)(検討課題45)
 - 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について(検討課題31、33)
 - 所管事務調査の報告について(検討課題46)
 - その他
- 7 経過 次のとおり

午前10時00分 開 会

○部会長（森 美和子君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、議会改革推進会議「第72回検討部会」を始めさせていただきます。

まず初めに、第71回の検討部会の確認事項について、大川さんから説明をお願いします。

大川さん。

○議会事務局員（大川真梨子君） それでは、資料1をご覧ください。

前回の検討部会では、政治倫理指針を残すかどうかということを中心に議論をしていただきました。

カルテの右下のほうをご覧くださいますと、政治倫理指針は廃止することを確認。今後は指針に規定されていた内容を見直し、さらに精査し、政治倫理に関する例規の整理をした上で条例改正を行うということでご確認いただいております。

そのほかは、10月19日に推進会議をさせていただいたその直前の検討部会ということで、検討課題の一覧、スケジュールなどで検討課題の進捗状況の確認などをしていただきました。

そのほか2021年議会改革白書に掲載する各種委員会会議の決定事項のまとめについてご説明をさせていただきました。

加えまして、決定事項に載せさせていただいていたものの中で、コロナに関する経過についてのは白書の決定事項からは外させていただいて、別にまとめさせていただくという方法について皆さんに提案させていただきました。そのような形にさせていただくということで確認をさせていただきました。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） 今説明ありましたように、前回の確認事項について何かご意見等ありましたら。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） それでは、2番目の議題についてに移らせていただきます。

まず、議員の政治倫理への対応について、事務局から説明をお願いします。

新山さん。

○議会事務局員（新山さおり君） それでは、政治倫理への対応ということで、前回、前々回、ご協議いただいております。今回、条例の改正案と規則の改正案をご協議いただきます。

資料の2をご覧ください。

○部会長（森 美和子君） これ3月に提案をしたいと思いますので、ちょっと条例案全て読んでいただいて、皆さん確認をしていただきたいと思いますので、お願いします。

新山さん。

○議会事務局員（新山さおり君） それではまず、第1条、目的でございます。

この条例は、亀山市議会議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の倫理意識の向上及び確立に努め、もって健全で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

続いて、第2条、議員の責務でございます。

議員は、市民全体の代表者として高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、自らの行動を厳しく律するとともに、良心と責任感を持って品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

第2項、議員は、政治倫理に関し、政治的または道義的な批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事

実を解明し、その責任を明確にする義務を負うものとする。

続きまして、第3条、政治倫理基準でございます。こちらについては改正をしております。

議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならない。

こちらは法に規定されているものを列記してございましたが、条例では規定はしないということで今回削除をしております。

第1号、その品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損なわないこと。

第2号、その権限や地位を利用して、自己や特定の者の利益を図らないこと。

第3号、市が締結する請負契約その他の契約、許認可等に関して、特定の企業、団体または個人のために有利な取り計らいをしないこと。

第4号、不正を疑われるような金品の授受を行わないこと。

第5号、企業、団体等から、政治的または道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。その後援団体についても、同様とする。

第6号、市職員の公正な職務執行を妨げないよう、その権限または地位による影響力を不正に行使しないこと。

第7号、市職員の採用、昇格または人事異動に関し、推薦または紹介をしないこと。

第8号、こちらにつきましては、前回ご協議いただきました政治倫理指針は廃止するというを確認していただきましたので、この規定は削除をいたしまして、人権侵害に関することについて新規で追加をしております。

ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

続きまして、第4条、審査の請求手続。

議員について、前条に規定する政治倫理基準に違反している疑いがあると認めるときは、議員定数の3分の1以上の議員の連署をもって、審査請求の理由を明らかにする資料を添えて、議長に対し審査の請求をすることができる。

こちらにつきましては、今までその事実を証する書面ということでしたが、審査請求の理由を明らかにする資料という表現に改正をさせていただいております。こういった手続関係につきましては、また改めて要綱で定めたいと考えております。

続きまして、第5条、事前調査。

議長は、前条の規定により審査の請求がなされたときは、あらかじめ当該請求の内容を調査するものとする。

第2項、議長は、前項の規定により調査した案件について審査を必要とすると判断したときは、速やかに次条に規定する亀山市議会政治倫理審査委員会に付託しなければならない。こちらを追加してございます。

こちらについては、現行の第6条の第2項に規定をしていたものをこちらへ整理をしております。

続きまして、第6条、亀山市議会議員政治倫理審査委員会。

前条第2項の規定により付託された案件を審査するため、亀山市議会議員政治倫理審査委員会を置く。

第2項、委員会は、審査の結果について議長に報告するものとするとしております。

あと第3項、前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営については、規則で定めるとして

おります。

第6条につきましては、第2項のほうを追加しておるんですけれども、こちらは次のページにあります議長への報告、第7条の規定のほうをこちらへ整理しております。

続きまして、第7条、審査の結果の通知。

こちらにつきましては、公表も含まれた表現になっておりましたが、公表のほうを改めて第9条のほうに整理をしましたので削除しております。

議長は、前条第2項の規定により委員会から審査の結果の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して、審査の結果を通知しなければならない。

続きまして、第8条、意見書の提出。

こちらも同様に、公表も含まれた表現になっておりましたが、第9条のほうに公表のことを整理いたしましたので削除してございます。

審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長が指定する期限までに議長に対し意見書を提出することができる。

続きまして、第9条、審査の結果及び意見書の公表。

議長は、審査の結果を公表するものとする。

第2項、前項の規定による公表は、前条の規定による意見書の提出の有無を確認した上で行わなければならない。この場合において、意見書の提出があったときは、当該意見書の概要を併せて公表するものとする。

先ほどちょっと説明をさせてもらった4条、7条、8条につきましては、全て様式というか、手続の関係で書類が必要になると思いますので、併せて今日、条例と規則のほうの精査が済みまして整いましたら、それに合わせた要綱のほうの整理を考えておりますので、またそれは次回お示しできればと考えております。

続きまして、第10条、違反に対する措置。

議長は、第6条第2項の規定により委員会から受けた報告について、第3条に規定する政治倫理基準に違反する事実があると認められたときは、委員会が必要と認める措置を講ずることができる。

次に、第11条、委任。

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるとしております。

今までは委員会に諮って、その都度決定していただいておりますが、手続をスムーズにするために別に定めるという形で改正をしております。

条例のほうの改正については以上でございます。

○部会長（森 美和子君） 今のところ、事務局に一通り説明いただきましたけど、何か気づいた点とか、ご意見ありましたら順次どうぞ。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） 第3条の議員はというところから始まるやつですけれども、(7)で採用、昇格、人事異動に関しと書いてあるんですけど、これは議長に任命権があるという部分は、議員という規定にすることによって、それとは支障はないと。つまり、議長は任命権者として昇格や人事異動に関し物を言うことができるわけやから、そういう部分と、それから一議員がこういうことを言うのはいかんよというのと区別せんとあかんと思うんですけども。だから、議員はということでその第3

条の頭に書いてあるで、その点は問題ないのかなと。議会はとすると、議長の権限まで否定することになるんでね。それはできやんやろうけれども、そこらはこれでええのかなという気がしたんで。

○部会長（森 美和子君） 新山さん。

○議会事務局員（新山さおり君） こちらのほうの規定につきましては、議員ということで考えておりました、そちらを踏まえての規定としております。

○部会長（森 美和子君） 服部委員。

○部会員（服部孝規君） それからもう一点。第10条で委員会が必要と認める措置を講ずることができるという書いてあるけれども、講ずる措置っていろいろあると思う。具体的には何も上げへのやね。ただ、その委員会が必要と認める措置ということで非常に曖昧というのか、いろんな措置があると思う。それこそ重いから軽いのまで。この辺のところをその委員会が自由に決めるというふうになるのか、そこらはどうなんですかね。

○部会長（森 美和子君） 新山さん。

○議会事務局員（新山さおり君） おっしゃっていただいたとおり、他市議会につきましては、こちらの条例の中でその措置についてうたってあるところもございます。当市議会の場合は、後で説明をさせてもらう規則のほうにあるんですけども、委員会が審査において必要と認める場合にする措置はこうですよという規定がありまして、そちらに今現在4つ載っております。これは後ほどその措置についてご協議いただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。また別紙資料3-2のほうなんですけれども、そちらもご用意をさせていただきますので、その措置の内容については今日ご協議いただいて、どういったものを上げていくのかというのを決定していただければと思っております。

○部会長（森 美和子君） 服部委員。

○部会員（服部孝規君） それやったら、一言やっぱり第10条に規則でうたうということを入れておいたほうが分かりやすいんじゃないかな。どうやろう。

○部会長（森 美和子君） 今、服部委員のほうからご提案あったんですけど、1つは、他市議会では、この条例の中にこの措置の内容を盛り込んでいるところもあるんです。亀山市議会としては、規則の中でそこをしっかりとうたっていいのかなと思ってるんですけど、その点についてそれでいいのか、いやいや条例でうたったほうがいいのか、そこら辺はいかがです。

このままでよろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） そうしましたら、先ほど服部委員のほうから言われたように規則できちっと定めるといふことの文言をこの中に入れていただくということでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） じゃあ、そのようにさせていただきます。

ほかに何かこの条例についてご意見ありましたら順次どうぞ。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） 細かいところというか、大丈夫かなと思って意見を言いますが、第2条なんですけれども、ずっと読んでいて、自らの行動を厳しく律すると。やっぱり行動だけでなく、結論的には言動にしたほうがいい。いろんな意見、考え方、今はSNSとかそういうのも含めて、自ら

の言動を厳しく律するとともにという言葉に変えるべきではありませんかという意見を言いたいと思います。

○部会長（森 美和子君） 今、鈴木副部会長のほうから、行動もそうですが、言動も入れたらいかがかというお話ありましたけど、その点についていかがでしょうか。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） ちょっとろ覚えなんやけれど、議員は議会の中での発言については責任を負わないみたいな、問われることはないみたいな、そんな規定はなかったですか。

それやと、そういう議会の中での発言については責任を問われないというものがあるんやとしたら、ここでそういう言動も含まれてしまうと、それも含めてしまうようなことにならへんのかなと思うんやけどさな。何かそんなんあらへんだ。

そんなんであえのやろうかと僕は思ったんや。責任を取らなくてもいいんだという思いをしたことあったもんで、何かそんなんがあったような気がする。逆に、その発言に責任を取れということになると発言がしにくくなるという、そんなこともあってこういう規定となっているのかなと私は思っていた。

○部会長（森 美和子君） 渡邊事務局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） ちょっと保留させてください。

○部会長（森 美和子君） じゃあ、ほかに。

中島委員。

○部会員（中島雅代君） 先ほど服部委員がおっしゃられた第3条の第7号なんですけれども、私、ごめんなさい、議長の権限というのを十分把握しているわけではないんですけども、この部分だけ議長の権限、議長は除くみたいなことにしてしまうと、ほかの部分の議員というところに議長に入るのか入らないのかというのがすごく曖昧になってしまうので、もう少し丁寧にしたほうがいいかなというふうに思います。

○部会長（森 美和子君） 今の中島委員の意見について。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） これ全部、第4条は議員についてと書いてあるし、第5条は議長はと書いてあるで、議長と議員を区別して使っているというのはあると思うんさ。だから、第3条はあくまでも議員はということと全部書いてあるで、議長を除いてということやね。という理解でええんちゃうかなと思う。

今岡副会長。

○副会長（今岡翔平君） これほかの自治体とかでもあったんですけど、議長が政治倫理の対象になる場合って、前提って変わってきませんかと思って。

○部会長（森 美和子君） 中島委員。

○部会員（中島雅代君） この第3条の議員のところを議長を除いてしまうと、そもそもの文章の次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならないというところに議長は入らないということになってしまいませんか。

○部会長（森 美和子君） 議長というか、議長職ということやんね。

（「議長も議員ですので」の声あり）

○部会長（森 美和子君） 一議員なので、議長職という職務に関してはここは当たらないという形で捉えていただいたらいいのかなあと思うんですけど。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 今岡副会長の言われたことが議長に提出にしてというようなことやったもんで、それを議長が何か受け取るわけやで、そのときに何か支障が出えへんのかなというような、そういう意味かなと思ったんですよ。実際そういうふうになっておるんかどうかってちょっと、一応、基本的に審査を必要とすると判断したときはなので……。

○部会長（森 美和子君） というか、そもそも議長が何かを、そういう不正みたいなことがあった場合、それは副議長が職務を代行するという形になるんだと思うんですけど、そこを入れるかどうかということ。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） そうです。

○部会長（森 美和子君） そういうことやね。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） そうなっていないので、ここでは、議長という扱いが、さっき中島さんとかも言われておったんやけれども、役職とか云々は分かるんですけども、その場合はどうするのというのがちょっと分かりにくいのかなという。

○部会長（森 美和子君） そこら辺は明確に、議長の代行として副議長がそれを務めるというような文言を入れるということですか。そもそも議長が不在のときとか、いろんなことに対して副議長がそれを補佐することはそもそもしてあるので、そこは改めてここに入れるのか入れないのか。そこら辺は入れておいたほうがいいというご意見が多いのであれば、また考えなあかんのかな。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） 第5条で、議長が必要と判断したときは開くとなっておるわけやね。ところが、議長が自分に向けられた疑惑を開かんという判断をしたら開けへんわけ、これ。だから、そういう問題は生じるよね。議長の判断で開く開かんを決めるわけやで。それは議長に向けられておる疑惑に対して議長が開くか開かんかを決めるという形にこの中ではなってしまうもんで、そこをどう扱うかやな。

○部会長（森 美和子君） 伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 具体的にこういうケースでそうなるんじゃないのというのは、ちょっと自分の中でもまだ分からないんですけど、例えば、議員定数の3分の1以上の議員とかいう話も書いてあるんですけども、その当該議員の扱いはどうするの。言われておる議員の扱いはどうするのというところが割とポイントなのかなと思うんですわ。もちろん議員定数の3分の1以上ということなんで、例えば欠員が大量に二、三人出ている場合とか、若干この数も変わってはくるんですけど、それはもう議員定数のというふうに書いてある以上、そこは混乱はしないと思うんですけども。

結局、例えば当該委員が政治倫理審査委員会に入っておったとか、その辺の場合、その議員は除外するというふうな何かそんなんを入れておけば、もう除外されてしまったら議長であってもその問題からは除外されておるもんで、その場合、議長の職務ができないというような、そういうふうな話にもなっていくんやろうかとか思いますんですよ。その辺がちょっと自治法上の扱いみたいなものが

僕もよく分からんもんでその辺がちょっと分かりにくい部分なのかな。

それでそれも含めて、規則で例えば書いてあります。この条例に定めるもののほかと最後に第11条に書いてあるんで、その場合は規則にうたうみたいなことにするんやったら、それはそれでもええと思うんですけど、多分ちょっとその辺ははっきりさせなあかんのやろうかと、どこかではとは思いますがね。結局、混乱してしまう可能性があるのかなあとと思います。

○部会長（森 美和子君） 渡邊事務局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） 政治倫理審査委員会の委員が対象となったときは委員会に出席できない、除斥ということが審査会規則のほうで一応それは明記をされております。また後ほど説明させてもらいますけど、それとちょっと先ほどの議長が対象者になってしまった場合のことですけど、副議長ということも今意見出ましたけど、場合によっては、じゃあ正・副議長ともに対象になってしまうというケースも考え出したら切りがないので、これは次回までに一度整理をさせていただきます。今は結論が出せませんので。

○部会長（森 美和子君） じゃあ持ち越しで。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） 例えば、この第5条のところに、特段の理由がない限り開かなければならないみたいなことにしたらあかんのかな。要するに、議長が必要と判断するんじゃないしに、特段の理由がない限り開かなあかんと。こういう手続を踏まれて請求があったという場合には、それを退けるちゃんとした理由がないと駄目ですよというふうな言い方にしたほうがええんかなというふうに。これは参考です。

○部会長（森 美和子君） 伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） あと、それともしこれでこのままにしておいて、議長がしておのに例えば調査せんだとしたら、それを理由に議長の解任の動議か何かをどこかでかけられるとかもあるとは思って、そういう手もあるんかもしれんかと、ちょっと服部委員のお話を聞きながら思いました。自治法とかで多分そういうのも含めて規定しておると思いますので、ちょっとまたその辺、事務局のほうと併せてお願いします。

○部会長（森 美和子君） 分かりました。

今いただいたご意見を精査させてもらって、次回またきちつと皆さんにお示ししたいと思いますので、持ち帰らせていただきます。

そのほかで、何かこの条例に関してありましたらどうぞ。

いいですかね。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） そうしたら、次に移らせていただこうかな。

新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） 続きまして、資料3-1のほうをご覧ください。

こちらは亀山市議会議員政治倫理審査委員会規則の案でございます。こちらにも順次読ませていただきます。

第1条、目的。この規則は、亀山市議会議員政治倫理条例の第6条第3項の規定に基づき、亀山市議会議員政治倫理審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条、組織等。委員会は、会派の代表者を委員として組織する。

第2項、委員会の任期は、2年とする。

第3項、委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

第3条、会議。委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

第2項、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは委員長の職務を行う。

第3項、委員会は、3分の2以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、次条に定める委員の除斥のため、3分の2以上に達しないときは、この限りではない。

こちらのほうは、会議の主宰などについて追加をいたしました。

続きまして、第4条、委員会の審査。委員会は、条例第5条第2項の規定による付託があった場合は、速やかに審査を行うものとする。

第2項、委員会は、前項の審査において必要と認める場合は、次に掲げる措置について決定する。

第1号、条例の規定を遵守させるため警告を発すること。

第2号、会派から離脱させること。

第3号、議会における全ての役職を停止させること。

第4号、その他委員会が必要と認めることとしております。

あと、第3項、前項第2号及び第3号に規定する措置の期間は、議員の残任期間とするとなっております。

こちらにつきましては、この第2項の措置について本日ご協議をいただきたいということで資料のほうをご用意しております。

資料3-2をご覧くださいと思います。

こちらは他市議会の対象議員に対する措置の規定をまとめたものでございます。県内が7市、県外が4市まとめてございます。

こちらを見ますと、警告とかそのような内容のものが嚴重注意、戒告といったものを記載しているところと、あと議員の辞職勧告については、ほとんどの市議会が規定をしてございます。

今回、亀山市議会として、この警告を発することという表現でいいのか、戒告とするべきなのか。あと、この会派の離脱については必要なのか。あと、この役職停止については2市ございましたけれども、必要であるのか。議員の辞職勧告という項目を追加するべきなのかなど、どのような措置をこちらへ上げるかということのご協議をお願いしたいと思っております。

資料3-1に戻っていただきまして、第5条、委員の除斥。委員が審査の対象となったときは、委員会に出席できない。

続きまして、第6条、表決。委員会の決定は、出席委員の4分の3以上の委員の賛成がなければならない。

第7条、委員会の公開及び傍聴。委員会は、原則としてこれを公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。

第2項、委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第3項、委員会の傍聴に関し必要な事項は、亀山市議会傍聴規則を準用する。

第8条、議員の出席及び弁明。委員会は、審査のため必要があるときは、審査を請求された議員の出席を求め、その説明を求めることができる。

第2項、審査を請求された議員は、委員長に申し出て委員会に出席し、弁明することができる。

第9条、資料提出の要請。委員会は、条例の適切な運用を図るため、議長を通じ、市の執行機関及び関係する企業、団体等に対し、必要な資料提出等の協力を求めることができる。

第10条、審査結果の報告。委員会は、条例第6条第2項の規定による報告は、審査結果報告書（第1号様式）により行うものとする。

第11条、委任。この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるとしております。

先ほど申しました第10条の様式については、次ページの最後のところに様式第1号（第10条関係）としまして、審査結果報告書の様式を追加しております。

あと、こちらのほうは今現在入っておりませんが、公開の会議になりますので、オンラインの規定のほう、本日現行の規則のほうを整理していただきましたら、そこにオンラインの規定も追加をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○部会長（森 美和子君） まず初めに、第4条について、措置の内容について少しご協議いただきたいんですけど、これはもともと亀山市議会の審査委員会規則の中に書かれていたものをそのまま書いてありますので、先ほど示された他市議会も参考にさせていただきながら、亀山市議会として何を入れていくのか、外すのか、そこら辺の議論をしていただきたいと思います。

順次発言をどうぞ。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） 議員辞職を入れる必要があると思います。

それから、2の会派から離脱させるって、これはもう会派の権限やで、政治倫理委員会が会派から出よとかいう話にはならんやろうというふうに思いますので、これは要らんかなと。

○部会長（森 美和子君） ほかに、いろいろ意見をください。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） 辞職勧告ですね。これは今の措置の案の中にはそれは入っていないという。

○部会長（森 美和子君） これはもともとの亀山市議会のものをそのまま貼り付けているので、さっき資料3-2で説明していただいたような、他市議会はそんな感じでやっていますが、もし追加するのであれば、またここでご議論いただきたい。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 前のデータに戻って条例第5条を今見ておるんやけれども、ちょっと遡ってね。これは、議長は請求の内容を調査と書いてあって、青字で調査した案件について審査を必要とすると判断したら、速やかに政治倫理委員会に付託しなければならないとはあるけれども、この付託した結果、白黒がどういうふうについたからこういう処分をせえということなんやろう。そこに服部さんは辞職勧告も入れよというんやな。

○部会長（森 美和子君） そういうことです。

議長が請求を受けてどう判断をされるのか、委員会まで付託するような案件ではなければ、議長はそこでとどめると思いますし、やっぱりしっかりと調査をせなあかんならば、この委員会に付託を

されて、委員会で判断をされるんだと思うんですけど。それは会派の代表者でなりますけど。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） そうすると、政治倫理審査委員会に諮問をして、そこである程度事実関係が明らかになったとか、それが大前提やわね。

○部会長（森 美和子君） そういうことです。だから、いろんな資料も提出していただかないけませんし。

何かほかに。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 特に今、東京都議会で問題になっていることが一番大きいのかなとも思うんですけども、ちょっとさっき言われた話の中で、実際どういうふうな、辞職勧告とか出たときに話になるのかなと思ったんですけど。

一応、第10条で、そもそもの政治倫理条例で、議長は委員会が必要と認める措置を講ずることができるんですけども、これは多分あくまでもそんな委員会の決定がなくても、ほかの議員が問題やと言うたら辞職勧告の議案は出せることはできると多分思うんですよ。

だから、これ多分、議長はあくまでも政治倫理審査委員会の決定に基づいた辞職勧告の決議とか、そういうふうな措置というふうな、さらに重みがあるよみたいな、そういうことでいいんですよ、多分。

さっきのちょっと服部委員の話に戻るんですけども、やっぱりその辞職まで含めたというのは、これは私ももうそこまで書くべきなんやろうなと思いますけれども、その後ろに、あとのその他委員会が必要と認める措置とは書いてあるもので、多分、本当やったら辞職勧告とかも含めてそこに入れておるんでしょうけれども、ただやっぱり辞職勧告ぐらいは当然うたわなあかんぞという意味ではやっぱりうたうべきやと思うし、今よく除名という話も出ていましたけれども、多分その除名云々の話もやっぱり本当はそこまでせなあかんというぐらいのことは委員会でも言えるということやと思うんで、僕は記述に関してはもうこれぐらいでもええのかなとは思いますがという意見です。

○部会長（森 美和子君） 岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） この政治倫理委員会は、必要と認める場合は、次に掲げる措置について決定するやけど、これは例えば全員一致の決定か、多数決決定とか、そんなことまで規定せんでもええのかな。どうですか。

例えば、政治倫理委員会で全員一致せんことにはそういったことができないのか、多数決でやってしまうのかとか、そこら辺はきちっとこれ決めておかなあかんちゃうのかな。

○部会長（森 美和子君） 新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） 第6条の表決のほうにございますが、委員会の決定は、出席委員の4分の3以上の委員の賛成がなければならないということで表決を取っていただく形になるかと思えます。

○部会長（森 美和子君） 鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） 先ほどの服部委員の意見に対する皆さん、ここの共通認識が取れたかという確認なんですけれども、第4条の会派の離脱の問題については、各委員さんとも会派が判断すべきということでよろしいですか。私はそれでいいかなと思う……。

○部会長（森 美和子君） それは後で皆さんに最後諮りますので、意見だけ、今は言ってください。いろいろ。

森委員。

○部会員（森 英之君） 今、聞かせていただいた中で、私も議員辞職というものはやっぱり上げておこなあかんと思いますし、先ほど会派の話もありましたが、離脱は会派の判断になってくるので、そこは除外してもいいと思いますし、それと4番のその他委員会が必要と認めることって何があるのかなと今考えていたんですけど、この項目は1つ残しておいてもいいのかなと思うので、会派離脱を外した上で、議員辞職という項目をつけ加えるということでもいいんじゃないかというふうに思います。

○部会長（森 美和子君） 鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） おおよその辞職勧告をどうするかという考え方としては、私もそう思うんです。いわゆる規則というよりも、条例の中で判断すれば、当然、議員辞職勧告みたいなのは必要かなと思うんですけど、ただ一方で、今の都議会のいろんな問題の1つの議論、意見の中に、ただ単に議員という職を得た者は、いわゆる選挙のフィルターを通した議員であるから、その部分の議会での権能は高めるべきではないという意見も片方にあるんですね。

私はそんな中にあっても、いわゆる条例があって規則を定めるのであるならば、当然、辞職勧告も必要だという意見なんですけど、その辺もできれば共通認識を持っていただいた中での判断だということにさせていただきたいなという思いがします。ちょっと余談かもしれないですけど。

○部会長（森 美和子君） 都議会のあの問題は選挙の後に出てきた問題なので、負託を受けて議員になられた後にいろんなことが発覚したということもありますので、そこは市民の方たちもいろいろな判断をされると思いますし、またこの議会で、もしこの委員会を開くとなったときのいろんな審査の過程の中ではいろんなご意見が出てくるんだろうと思いますので、そこは大丈夫かなと私は思っているんですけど。

いろいろと意見を言っていただきましたが、最初にありました辞職勧告をこの中に追加するということに対しては、皆さん共通認識を持っていただいたんじゃないかなと思うんですけど、入れてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） それともう一つは、会派からの離脱に関しては各会派が決定することであって、わざわざここに記述することではないというご意見をいただいたんですけど、そうでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） じゃあ、そういう形で。

中島委員。

○部会員（中島雅代君） 私もこの会派から離脱させることというのは、普通に考えても、むしろここにあるのがちょっと不思議だなあと思っているんですけど、これがここに入った経緯みたいなのが何か分かるんでしょうか。何かあったのかなあと思っています。これいつ、平成22年か。

○部会長（森 美和子君） 渡邊事務局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） 条例は平成22年ですけど、その前に要綱がありましたので、恐らくそこから取ったのかなと思いますけど。ちょっと分かりません。

○部会長（森 美和子君） その当時の議論よく分からない。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） 多分、辞職まではさせられへんで、会派だけでも抜けさせようというような議論やったと思うなあ。

要するに、会派を抜けさせるというのは非常に重いということを思っただけの書き方やね。会派から抜けさせられるということは非常にペナルティーが大きいという、そういう発想なの、これね。せやけど、僕は、これは会派を抜けたって責任を取ったことにならへんでということです。

○部会長（森 美和子君） 会派の重み、結構大きかったですもんね、当時は。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） ちょっと加えて言うと、無会派と会派で、雲泥の差があったんです。質問も差をつける。だから、会派から放り出されている無会派なんていう方は権利がなくなるみたいな、そういう状態なんですよ。

○部会長（森 美和子君） それでは、今の部分では2つ改正をさせていただきます。

委員会の途中ですが、10分間休憩をします。

午前10時49分 休憩

午前10時53分 再開

○部会長（森 美和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開したいと思います。

ほかに何かこの委員会規則で気になることとか、変えたほうが良いことというのはございませんか。このままでよろしいでしょうか。

様式も今回は作りましたけど。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） じゃあ、もうこれで次回また改めて示させていただきます。先ほどの意見を踏まえて。

次に今後の検討課題への取組についてを議題とします。

1点目の機能が十分に発揮できる議会及び委員会の在り方について。

これは委員会を1年のままにするのか、2年でくくるのかという、これは機構改革で教民にかなり負担というか、範囲が広がっちゃったので、少しこの議論をしていただきました。でも、この4月からまた機構改革で若干変わりますけど、今日ここの議論をしていただくというよりも、少し機構改革によって変化が起きておりますので、次回までに会派の意見をまたまとめて、1年にするのか、2年にするのかということで、委員会を。そこを持ってきていただきたいなと思いますので、それを頭に入れておいていただけますでしょうか。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） そのことが1点です。

それから、戻りますけど、今のは改選までにやるということです、1月あたりにまたこの部会を開かせていただいて議論をしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

渡邊事務局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） 1年か2年かということと、それから2委員会、3委員会、複数所属とするかというその2点を議論していただきたいと思います。

○部会長（森 美和子君） 今3委員会ありますけど、それを2委員会にするのかという議論も、教民があまりにも多かったので、総務と産建を一緒にするとかというように、それで2委員会にして、産建も今は5人ですので若干少ないんじゃないかということから、そういった議論もありましたので、少し資料も提出させていただきますので、会派の意見をまた次の部会までに聞いておいていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） ちょっとそれに関連してなんですけれども、副議長の任期を2年にするというのも考えていってええんやないかなと。例えば、議長はこの4年間で2人で回してくるわけですね。だから、非常にいいことやと思うんですけれども、副議長もやっぱりもう2年にしたほうが、そのほうがいいんやないかなと。来期からの話やけどね。その辺も、もう委員会の2年ということもあるし、併せて会派で意見を聞いてもらったらどうやろうなと思うんですが。入れてもらえるんやったら、諮ってください。

○部会長（森 美和子君） 鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） それは今までのこのカルテの中には書き込みもないもんで、新たな形の提案で新たなカルテを作って今から積み重ねていくということですか。それとも、そうは言いながらも、そんなことをしたら次の改選までに間に合わないという意味ではスピーディーにやる方法も考えなければいけないという意見なわけですか。

○部会長（森 美和子君） 服部委員。

○部会員（服部孝規君） 前に議長を2年にしたときも、副議長も併せてという提案の仕方やったね。そうやけど、そこまでやると議長だけでも決めるのが大変やのに、副議長まで併せて決めるとなるとまとまらへんやろうと。だから、取りあえず議長だけ2年をどうかということ議論していったと。だから副議長の2年制は、そのときは1年で回したらええやないかというような感じで保留になっておったという。だから、それをもう一遍議論をしようかという、そういう提案です。

○部会長（森 美和子君） カルテはあるよね。

（「あります」の声あり）

○部会長（森 美和子君） 大川さん。

○議会事務局員（大川真梨子君） 今回の資料の中で資料4として参考に上げさせていただいておまして、その中にこの経緯で副議長は1年になっているというようなこともございますので、その続きになってくるかなと思います。

○部会長（森 美和子君） そのことも併せて会派に持って帰っていただいて、一度会派で整理をしていただいて、次回またその議論も一緒にさせていただこうかなと思っていますけど、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） またいろんなご意見をいただきたいと思います。

それから、次の議会基本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか。

内部・外部の検証の在り方について、これは検討31、33ですけど、これも当初、今期までに何をするかという、優先的にやる事項の中にこれも入っていたんです。これをどうしていくのかということも議論をしていく必要があるのかなと思いますので、これは皆さんからいただいたご意見でまた

このことも議論をしていこうかなと思っていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、最後の所管事務調査の報告について、意見交換をした相手さんに対して報告書を持っていったという話。

渡邊事務局長。

○**議会事務局長（渡邊靖文君）** 過去には、委員長と事務局が相手方の代表のところへこういう形で市へ提言しましたというのを持っていかせていただいたときもございましたが、今はもう提言書をそのまま代表者の方に郵送するというやり方を取っておるということです。

○**部会長（森 美和子君）** これをどうするのかということですけど、意見交換先に出向いてお話を、こういう提言をしましたということをしていくというようなことも少し議論に入っていたんですけど、コロナで全くそういうことができなくなりましたので、これも少し整理をしていく必要があるのかなと思っています。これは次回にまたこのことも皆さんにご議論いただきたいと思います。

当時、この意見交換先だけに報告をするのか、それとも不特定多数の人たちに来ていただいて報告をするのかということも一つ議論があったんですけど、不特定多数の人たちに来ていただく要望の場になってしまうんじゃないかという議論とかもありましたので、またそのことも含めてまた皆さんにご議論を、この3点についてはご議論いただきたいなと思っておりますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

何か今のことで、質問等ありますでしょうか。

（発言する者なし）

○**部会長（森 美和子君）** 次回ですので、またよろしくお願いをしたいと思います。

それから最初に戻りますけど、この委員会構成ですけど、また資料を出させていただきますので、他市議会がどんな感じで、委員会が何委員会というような資料もまた出させていただきますので、会派のご議論の参考にさせていただいて、また持ち寄っていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○**部会長（森 美和子君）** この3点については、また次回行わせていただきます。

また、政治倫理条例の部分とそれから規則の部分もまたお示しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願います。

それでは、その他の項ですけど、次回の検討部会について日程調整をさせていただきたいと思っております。

来年の1月14日金曜日は皆さんいかがでしょうか。

（「いいです」の声あり）

○**部会長（森 美和子君）** いいですか。10時から13時か任せていただいて……。皆さんからは今のところ予定入っていないという調整をさせていただいた中での日程です。じゃあ、もう午前中で。

（「はい」の声あり）

○**部会長（森 美和子君）** 14日の10時ということで決めさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

本日の会議は以上ですけど、何かありませんでしょうか。

(発言する者なし)

○部会長（森 美和子君） なければ、以上で検討部会を終わらせていただきます。ご苦労さまでした。

午前11時04分 閉 会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 3 年 11 月 25 日

議会改革推進会議検討部会長 森 美和子